

太陽光パネル に関する

悪質な営業に

 **ご注意ください!**

仙台市では、地球温暖化対策を進めるため、**大手ハウスメーカー等**に対し、住宅等の**新築時**に、一定量の太陽光発電の導入を義務付ける、新たな制度を導入します。(令和9年4月施行)

本制度を悪用した悪質な営業も想定されるため、十分にご注意ください。

間違いです!

義務化されたので
設置しないと
罰則があります!

市の制度対象は、
ハウスメーカー等の事業者です。

市民の皆様に直接義務を課す
制度ではありません。

**間違いです!**

お住まいの住宅にも
設置しないと
いけません!

国の制度も含め、

現在お住まいの住宅(既存住宅)
への設置義務はありません。



このような事例が確認された場合は、ご連絡をお願い致します。

仙台市 環境局 脱炭素経営推進課

TEL 022-214-8057

気をつけよう!



こんな甘い言葉にもご注意を!

間違い
です!

- 今契約しないと品薄になり値上がりしますよ!
- 今日だけの特別価格! 今契約しないと損しますよ!
- 売電で、毎月〇万円が確実に儲かります!
- メンテナンスフリーで半永久的に使えます!



など

ワンポイント!

- 契約する時は、複数の業者から見積をとりましょう
- 口約束はせず、必ず書面で確認しましょう
- 安易に契約せず、少しでも疑問に思ったら、ご相談ください

なるほど~!



仙台市 環境局 脱炭素経営推進課

TEL 022-214-8057



仙台市消費生活センター
マスコットキャラクター
さっち(察知)

消費生活に関する商品やサービスの契約トラブルについては、**仙台市消費生活センター**でもご相談いただけます。



仙台市ホームページ
(消費生活相談)

◎仙台市消費生活相談ダイヤル

TEL 022-268-7867 (なやむな) (仙台市に在住または
通勤・通学している方)

◎消費者ホットライン TEL 188 (いやや) (局番不要)